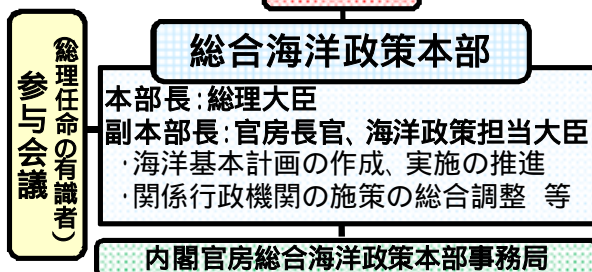


< 海洋政策の推進体制 > **内閣**



海洋基本法の成立(平成19年4月20日)

6つの基本理念: 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和等
12の基本的施策: 海洋資源開発・利用や海上輸送の確保等

海洋基本計画
(平成20年3月閣議決定)
おおむね5年ごとに見直し

新たな海洋基本計画の策定
平成25年度～平成29年度

現行海洋基本計画以降の海洋をめぐる社会情勢等の変化

東日本大震災後の防災、エネルギー政策の見直し
海洋資源・再生可能エネルギーに対する期待の高まり
海洋権益保全をめぐる国際情勢の変化
地球環境の変化、北極海航路活用可能性の高まり等の自然・社会情勢の変化

総論 海洋立国日本の目指すべき姿

- 国際協調と国際社会への貢献**
 - アジア太平洋を始めとする諸国との国際的な連携を強化。
 - 法の支配に基づく国際海洋秩序の確立を主導し、世界の発展・平和に貢献。
- 海洋の開発・利用による富と繁栄**
 - 海洋資源等、海洋の持つ潜在力を最大限に引き出し、富と繁栄をもたらす。
- 「海に守られた国」から「海を守る国」へ**
 - 津波等の災害に備えるとともに、安定的な交通ルートを確保。
 - 海洋をグローバルコモンズ(国際公共財)として保ち続けるよう積極的に努める。
- 未踏のフロンティアへの挑戦**
 - 海洋の未知なる領域の研究の推進による人類の知的資産の創造への貢献。
 - 海洋環境・気候変動等の全地球的課題の解決に取り組む。

第1部、第2部 海洋に関する施策についての基本的方針及び具体施策

- 1. 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和**
 - 海洋資源の開発及び利用と海洋環境の保全との調和**
 - 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」改定
 - メタンハイドレートを平成30年代後半に民間の主導する商業化プロジェクト開始に向け、技術開発を実施、日本海側についても今後3年間集中的な調査実施
 - 海底熱水鉱床を平成30年代後半以降の商業化プロジェクトに向け、技術開発等を推進
 - レアアースを平成25年度以降3年間で概略資源量・賦存状況調査を実施
 - 風力発電等の海洋再生可能エネルギーの普及のため実証フィールドの整備など政策支援
 - 福島や長崎での実証研究
 - 海域利用ルール明確化や漁業協調型利用メニューの作成等
 - 水産資源の開発及び利用
 - 資源管理指針・資源管理計画等に基づく水産資源の適切な管理等を全国的に推進
 - 漁村の豊かな地域資源の活用等を通じた漁村の活動の推進や漁場の生産力の増進
 - 総合的な経営安定対策による漁業経営の体質強化
 - 海洋環境の保全等**
 - 生態学的・生物学的に重要な海域の平成25年度までの抽出、海洋保護区設定の推進
 - 海上輸送からのCO2排出抑制や海底下二酸化炭素回収貯留の調査・取組の推進

- 2. 海洋の安全の確保**
 - 周辺海域における広域的な常時監視体制、遠方・重大事案への対応体制の強化
 - 自衛隊と海保との連携強化
 - 日本船籍への民間武装警備員乗船に向けた取組
- 3. 科学的知見の充実**
 - 海洋科学技術に関する研究開発の推進等**
 - 自然災害対応等の重要課題の研究開発
 - 衛星情報の一層の活用等宇宙の活用
 - 海洋調査の推進**
 - 海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため調査を実施
- 4. 海洋産業の健全な発展**
 - 海洋産業の振興及び国際競争力の強化**
 - 新たな海洋産業の創出
 - 浮体式LNG生産貯蔵積出施設等、国際競争力ある資源開発関連産業の戦略的育成
 - 水産基本計画に基づく水産施策の着実な実施
 - 海運・造船業、水産業の経営基盤の強化
 - 環境性能の高い船舶の技術開発の促進
 - 海上輸送の確保**
 - 税制等による安定的な海上輸送体制の確保
 - 船員高齢化対策の事業者支援
 - 大型船に対応した海上輸送拠点の整備
- 5. 海洋の総合的管理**
 - EEZ等の開発の推進**
 - 遠隔離島(南鳥島、沖ノ鳥島)活動拠点の整備
 - EEZ等の管理のための方針の策定、包括的な法体系の整備
 - 沿岸域の総合的管理**
 - 沿岸域の総合的管理の推進
 - 海面利用調整ルールづくり
 - 陸域と一体的に行う沿岸域管理
 - 離島の保全等**
 - 離島の保全及び振興
 - 国境離島の管理と特別の措置について検討
- 6. 海洋に関する国際的協調**
 - IMO等での国際基準等の策定に主体的に参画等、海洋の秩序形成・発展への貢献
 - 海賊対策等における海洋に関する国際的連携
 - 海洋に関する国際協力
- 7. 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進**
 - 地域の産官学のネットワーク等による地域の特性を活かした人材育成
 - 専門的人材、幅広い知識を有する人材の育成
 - 行事やメディアを通じた情報発信

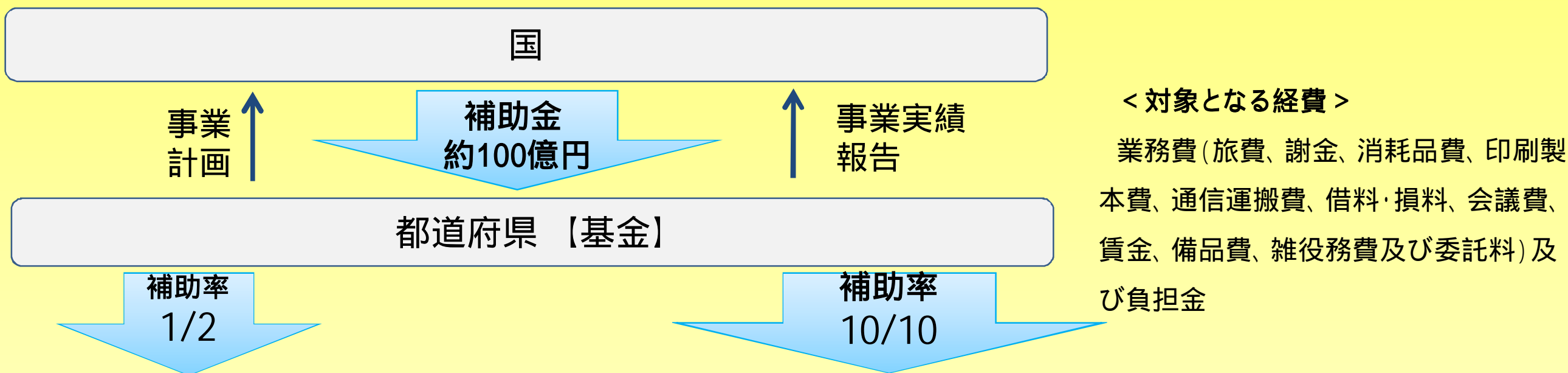
第3部 海洋に関する施策を推進するために必要な事項

- 1. 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し**
 - 各施策の工程表の作成と計画的な実施、総合的な戦略の策定と実施
 - 必要となる法制度の整備、実施状況等の評価に基づく効果的な施策推進
 - 参与会議における検討体制の充実**
 - 施策のフォローアップ及び評価
 - 情勢変化等も踏まえ、重要施策を重点検討
 - 参与以外の幅広い関係者の参画を得て、テーマごとに集中的に評価・検討
 - 事務局機能の充実**
 - 民間や関係機関から出向等した職員が中心となって特定の重要課題を総合調整
- 2. 関係者の責務及び相互の連携**
- 3. 施策に関する情報の積極的な公表**

海岸漂着物地域対策推進事業

24年度補正：
9,999 百万円

- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援
- 海岸環境の悪化を防ぐための緊急的な措置として、補助率10/10(一部事業については補助率1/2)、26年度末までの事業



(1) 地域計画策定・改定に係る事業 < 都道府県 >

地域計画の策定及び改定に必要な調査等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業

(2) 海岸漂着物等の回収・処理に係る事業 < 都道府県・市町村 >

- 海岸漂着物等の回収・処理に関する事業(民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。)
- 海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究の事業

(3) 海岸漂着物等の発生抑制策に係る事業 < 都道府県・市町村 >

- 海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発
- 海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査
- 発生抑制のための関係者間の連携・交流 等
海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業(民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。)